



- a 当該届出に係る内国信託受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。
- b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- d 銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者が委託者としてその貸付債権を信託する場合には、委託者が取得する新規発行による手取金について、その用途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等）を記載すること。

(3) 読替え

提出者が、内国信託受益権の発行者である場合には、この様式中「内国信託受益証券」とあるのは「内国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、この様式中(2) a については該当はない旨を記載すること。